

## 松島町創業者支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、新たに創業を目指す者に対し、予算の範囲内において創業等に必要な経費の一部を補助金として交付することに関し、松島町補助金等交付規則(平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内において新たに事業を開始し、5年以上継続してその事業を展開する見込みのある個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 第5条の規定による交付申請日において、次に掲げるいずれかの者であること。

ア 個人の場合は、町内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者

イ 法人の場合は、町内に本店を置く法人の代表者

- (3) 本町に店舗若しくは事務所を設置、又は設置しようとしている者であること。
- (4) 許認可等を必要とする業種の創業にあつては、当該許認可等を受ける。
- (5) 町長からセミナー等の受講を指定された場合、原則、受講すること。
- (6) 松島町を管轄する商工会の経営指導等を受け、かつ、会員になること。
- (7) 支援することが適当であると認められる事業を行っていること。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業等に供される施設を運営する者であるとき。
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者であるとき。
- (3) 他に同種の補助金を受けているとき。
- (4) その他町長が適切でない判断する事業をしようとするとき。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、創業に係る必要な経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗等改修費
- (2) 設備費
- (3) 原材料費
- (4) 書類等作成費
- (5) その他町長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額又は100万円のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額は、千円単位とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、松島町創業者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 過去5年間の納税証明書又は町税等の未納がないことの証明
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 第3条各号に掲げる経費に係る見積書又は領収書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、松島町創業者支援事業実績報告書(様式第4号)によるものとし、その提出期限は創業した日から起算して60日を経過する日までとする。

2 規則第12条の規定により、実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 松島町創業者支援事業実績調書(様式第5号)
- (2) 松島町創業者支援事業収支決算書(様式第6号)
- (3) 第3条各号に掲げる経費に係る領収書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払又は前金払により交付することができるものとし、その請求の様式は、松島町創業者支援事業補助金概算払(前払金)請求書(様式第7号)によるものとする。

(事業状況報告)

第8条 補助事業者は、事業開始後3年間は、事業の成果等を記した事業状況報告書を1年ごとに、町長に報告しなければならない。その報告書の様式は松島町創業者支援事業補助金状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(書類の提出部数)

第9条 この要綱により町長に提出する書類の部数は、各1部とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。